

令和3年度 公共交通に関する意見交換会 開催要領

令和3年11月16日政策室長決裁

1 目的

本市の公共交通について、市民や交通事業者などの関係者の意見を聴取し、意見交換を行うことにより、実情を把握し、今後の持続可能な公共交通に関する検討につなげるため、公共交通に関する意見交換会（以下、「意見交換会」という。）を開催する。

2 所掌事務

意見交換会は次の各号に掲げる事項について、関係者の意見を聴取し、意見交換を行う。

- (1) 本市の公共交通に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた公共交通の運行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共交通に関し意見交換会が必要と認めること。

3 委員

意見交換会は政策室が主催し、次に掲げる者に委員として参加を依頼する。

- (1) 市民
- (2) 市内交通事業者等
- (3) 国又は県の交通政策担当職員
- (4) 学識経験者

4 委員報酬

市長は、予算の定めるところにより委員に報償を支給する。

5 委員長及び副委員長

意見交換会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

意見交換会の会議は、委員長がその議長となる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、別に定める。